

平成27年9月関東・東北豪雨被害に関する要望

先般、関東・東北地方を襲った記録的な豪雨は、土砂崩れや河川において堤防の決壊・越水を引き起こし、多数の死者・負傷者などの人的被害のほか、多くの家屋が全壊・半壊や床上・床下浸水の被害に遭うなど地域住民の生活に甚大な被害をもたらした。

また、道路、橋梁等の公共土木施設や教育施設、社会福祉施設、医療施設、さらには農作物や農業用施設にまで被害を受けたところであり、発生した多量な災害廃棄物の処理を含め、極めて深刻な被災状況にある。

現在、関係自治体においては、総力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、この度の豪雨被害が甚大であること、また被災地域が広域に及んでいることから、早急な復興を図るためには、国からのより一層の力強い支援が必要である。

については、国においては被災地の状況を十分に理解し、住民の安全・安心な日常生活が一刻も早く取り戻せるよう、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

記

1 被災者の生活再建について

(1) 被災者生活再建支援法の支援上限額の大幅な引き上げ及び適用範囲の拡大を図ること。

また、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、現行制度よりも融資利率を引き下げるなど、特段の配慮を行うこと。

(2) 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について、限度額の拡充を図るとともに、迅速な応急修理が出来るよう弾力的な運用を図ること。

2 被災した農業者への支援について

農産物について、加入している農業共済の補償割合の嵩上げ措置を講じるとともに、農業共済の対象にならない収穫後の米についても救済措置を講じること。

また農地、農業用施設・機械、排水機場等の土地改良施設においても被害が生じていることから、農業者に対し積極的な支援策を講じること。

3 被災中小企業、商店街に対する支援について

中小企業、商店街に対して、被災した施設・設備等の復旧・復興に係る助成制度を創設するなど、必要な支援策を講じること。

4 被災施設の早期復旧と復旧事業への支援について

被災した河川や道路等の公共土木施設、教育施設、社会福祉施設及び医療施設等の復旧を早急に行うとともに、地方自治体等が実施する災害復旧事業に対し十分な支援を行うこと。

- 5 事前防災の推進について
大雨による大規模な災害を未然に防止するため、堤防の強化や河川保全区域制度の適切な運用など水害に関する防災対策の強化を推進すること。
- 6 災害廃棄物の処理について
被災地域において発生した大量の廃棄物を撤去するため、必要な費用の全額を国が支援すること。
- 7 地域医療機関への支援及び保健衛生対策について
地域医療機関の早期復旧のため、十分な財政支援を行うこと。
また、感染症の発生・まん延の防止など保健・衛生対策に対する支援を講じること。
- 8 公共交通に対する支援について
被災地域の公共交通の復旧に対して財政支援を行うこと。
- 9 激甚災害の指定について
今回の災害を現在指定されている農業分野等以外においても激甚災害（いわゆる「本激」）として指定すること。
- 10 災害復旧に係る地方財政措置について
被災地方公共団体が被災者支援などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう特別交付税を増額すること。
- 11 社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保について
国及び地方の社会資本整備財源の十分かつ安定的な財源の確保により、災害に強い国土づくりを着実に進めること。
特に、今回の災害において国や県が管理する河川施設の多くに被害が生じたことから、各河川において治水安全度を高めるため、河川改修の迅速化を図ること。

平成27年11月10日

全国市長会関東支部

支部長 志賀直温